

○外国ユーザーリストの公表について

〔(3月)貿易経済協力局安全保障貿易管理課〕

1 概要

キャッチオール規制の施行(本年4月1日から)にあたり、輸出者の自主輸出管理を行うにあたっての参照資料として、「外国ユーザーリスト」を経済産業省の審査窓口やホームページ等を通じて、平成14年3月22日(金)より公表、提供する。

2 外国ユーザーリストの位置づけ

輸出者は、本リストを入手し、輸出する貨物等のユーザーが本リストに掲載されている場合には、当該貨物の用途、取引の態様・条件についてチェックし、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかでない場合には、経済産業省への輸出許可申請が必要となる。

3 外国ユーザーリストの提供手段

- (1) 経済産業省の窓口での提供
- (2) 経済産業省ホームページへの掲載
- (3) 経済産業省の広報紙(経済産業公報、通商弘報)への掲載
- (4) 輸出管理関連団体、業界団体を通じて企業へ配布

4 その他

リストは、少なくとも年一回の改訂を行う予定。

※ホームページアドレス

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>